

居宅療養管理指導事業者 指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 申請に当たっての留意点
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

1 指定要件の概要

居宅療養管理指導事業所の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 病院、診療所又は薬局であること。

健康保険法により「保険医療機関」の指定を受けた病院、診療所又は保険薬局については、居宅療養管理指導事業所の指定があったものとみなされ（以下「医療みなし」）、申請は不要となっています。

なお、医療みなしは、特段の申出により辞退することができますが、医療みなしを辞退した病院、診療所又は薬局が介護保険での居宅療養管理指導を行うためには、改めて申請をして指定を受ける必要があります。

(2) 申請者が暴力団関係者でないこと。

○法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

○申請者が法人である場合は法人の代表者及び役員が、病院等の開設者個人である場合は当該個人が、水戸市暴力団排除条例（平成年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(3) 以下の人員を配置すること。

《病院又は診療所の場合》

①医師又は歯科医師

②薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士：その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

《薬局の場合》薬剤師

(4) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

- 病院、診療所又は薬局であること。
- 事業の運営に必要な広さを有し、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- 設備及び備品等については、病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

②運営基準

水戸市条例を参照してください。

2 申請に当たっての留意点

- 電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- 提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越しくください。
- 書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。
- 申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。
- 介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

- ①指定申請書（様式第1号）
- ②付表5（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者の記載事項）
- ③申請者の登記事項証明書又は条例等
 - 登記事項の「目的」に、介護保険法に基づく居宅療養管理指導事業（介護予防居宅療養管理指導事業を実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨の規定が必要です（法人所轄庁において記載が不要とされた場合を除く。）。
 - 当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院・診療所・薬局であるときは不要です。
- ④病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書、薬局の開設許可証の写し
- ⑤申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）
 - 事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。
- ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】
 - 従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ⑦職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類
 - 資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。（資格証写しへの本人の署名押印は不要です。）
 - 従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑧事業所の平面図【参考様式3】及び写真

○用途及び備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

○事業所の設備が確認できる写真を添付してください。

○建物が賃貸借物件である場合、賃貸借契約書の写しを添付してください。

⑨運営規程

○次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてください。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅療養管理指導の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで経過措置あり）

(7) 苦情の処理手順及び窓口（市独自基準）

(8) その他運営に関する重要事項

⑩利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式6】

⑪事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

○法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

⑫損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）

⑬誓約書【参考様式7】

⑭介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

＜以下は介護予防居宅療養管理指導の指定を同時に申請する場合に必要です。＞

⑮誓約書【参考様式8】

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市保健福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越しく
ださい。
- ・ 申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場
合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不
明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。